令和３年第４回（１２月）利島村議会定例会付議案件

行政報告

一般質問

議案第５０号・報告第４号　専決処分の報告（令和３年度東京都利島村一般会計補正予算〈第３号〉）

議案第５１号　令和３年度東京都利島村一般会計補正予算〈第４号〉

議案第５２号　令和３年度東京都利島村簡水会計補正予算〈第２号〉

議案第５３号　令和３年度東京都利島村合併処理浄化槽会計補正予算〈第２号〉

議案第５４号　利島村職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第５５号　東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

令和３年第４回（１２月）利島村議会定例会日程表

日程１　副議長の選挙

日程　１　行政報告
日程３　笹岡議員の一般質問の冒頭部分を議事録に掲載しないことに係る臨時動議
日程　２　一般質問

日程　３　議案第５０号・報告第４号　専決処分の報告（令和３年度東京都利島村一般会計補正予算〈第３号〉）

日程　４　議案第５１号　令和３年度東京都利島村一般会計補正予算〈第４号〉

日程　５　議案第５２号　令和３年度東京都利島村簡水会計補正予算〈第２号〉

日程　６　議案第５３号　令和３年度東京都利島村合併処理浄化槽会計補正予算〈第２号〉

日程　７　議案第５４号　利島村職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程　８　議案第５５号　東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

行政報告

この報告は、令和３年第３回定例議会閉会日（令和３年９月１７日）の翌日から令和３年第４回定例議会開会日（令和３年１２月１３日）の１週間前までの行政の重要な動き（広報等により周知済みの事案を除く。）を概括的にまとめて、利島村議会に報告するものです。

報告者　　教育長

１　運動会、及び文化祭の実施について

令和３年９月２５日に運動会、１０月３０日に文化祭を行った。昨年度同様、新型コロナウィルス感染症対策のため、参観者は保護者、学校関係者のみに限定し、実施した。

児童・生徒は練習の成果を発揮し、溌剌（はつらつ）と演技、競技をしていた。子供たち一人一人の成長の跡がうかがえた。

２　地方教育行政功労者表彰について

梅田孝司氏が、利島村教育委員会委員長として５年２月、委員として１６年の長きにわたり利島村の教育の発展のために尽力し、教育行政を支えてこられた功績に対し、文部科学省より地方教育行政功労者表彰が授与された。

行政報告

報告者　　総務課長

１　台風１６号に関する利島村の対応について

9 月 30 日（木）台風 16 号は、10 月１日未明から明け方（６時）までに暴風警報・大雨警報が発令される可能性が高くなった為、8:30 情報連絡態勢を取り、・保育園 10/1 休園　・学校 10/1 休校・診療所 停電しない限り通常通り（停電時は急患対応となる）・デイホーム　高齢者避難指示が出ない限り通常開所・勤労福祉会館　へリポート：10/1 は休館を決定した。
17:00 に災害対策本部立ち上げて、（第１配備態勢）19：00 地域交流会館に避難所を開設し､10 月 1 日暴風警報発令で第２配備態勢とし､19 時まで職員を配置した。暴風警報解除にともない避難所を閉鎖し、第１配備態勢へ

災害対策本部では、被害状況を把握し、災害対応に伴う意思決定を行いつつ、逐次村民周知を図った。

10 月 2 日（土）職員で村内を巡回し大きな被害が無い事を確認し、午前 9 時に災害対策本部解散した。今回の台風において幸いにも人的被害はなかった。

今後、さまざまな災害に対して迅速・的確に対応できるよう、危機管理体制や地域防災力の強化に努め、警戒避難体制の検討に活かしていく。

行政報告

報告者　　住民課長

１　キャッシュレス決済の導入支援について

１０月１５日（金）、島内の事業者がクレジットカードや交通系電子マネーやＱＲコードなどのキャッシュレス決済の導入促進するため説明会を実施した。現在、１２の事業者が導入に向けた準備を行っている。
１月に東京都生活応援事業を活用し、ポイント還元キャンペーンを実施する予定である。

２　敬老祝賀会の開催について

１１月２７日（土）に地域交流会館において、コロナウイルス感染症が落ち着いてきたので、延期していた敬老祝賀会を実施した。残念ながら参加者は少なかったが、欠席された方で出島されていない方へは弁当と記念品、出島されている方には記念品を配った。

３　コロナウイルス追加接種（３回目）について

現在、接種に向けた準備を行っているところであるが、原則、２回目の接種から８か月間隔をあけて接種を行うところであるが、接種の前倒しができるように、東京都や国へ要望を行っているところである。
原則どおり８か月間隔で実施する場合は、住民接種を令和４年２月に行う予定である。

４　帰島者へのＰＣＲ簡易検査キットの配布について

１０月から出島する住民にＰＣＲ簡易検査キットを事前に取りに来てもらい、帰島時に本土で、検体を検査機関に郵送する方法で実施している。現時点で、のべ２８個の配布を行った。今後も、年末年始の帰省に向けて、周知徹底し、配布を継続していく。

行政報告

報告者　　環境建設課長

１　地方自治体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明（ゼロカーボンシティ）について

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとするとされています。

こうした制度を踏まえつつ、昨今、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方自治体が増えつつあります。

（実質排出量ゼロ：二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的鼻発生源による発生量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること）

本村においても、令和３年10月18日（月曜日）に、「利島村ゼロカーボンアイランド宣言」の表明を行いました。

２　集落環境清掃・美化の日の実施について

令和３年10月23日（土曜日）、集落環境の一斉清掃を実施しました。

参加いただいた方々に感謝申し上げます。

３　漏水対応について

11月６日（土曜日）頃より、供給水量が150[m^3/日]程度となり、漏水している可能性が考えられました。

そのため、11月７日（日曜日）にIP告知システムを用い「水栓が開いたままになっていないか確認ください」と呼びかけ、11月10日（水曜日）未明に漏水調査を行いました。11月11日に「水栓が空いたままになっていた」と言う連絡があり、11月12日の朝にテレメータで供給量を確認したところ、11月12日未明の間、漏水状態にないことが確認できました。

行政報告

報告者　　産業観光課長

１　トヨタ自動車コンバートEV等の実証実験の実施について

11月14日から11月20日の約1週間、トヨタ自動車のコンバートEV（ガソリン車を改造して電気自動車にするもの）の実用化に向けた実証実験を村との共同で実施した。

期間中は、多くの方に試乗していただき、各車の走行距離も60㎞以上となった。また試乗アンケートにも多くの方にご協力いただき、トヨタ自動車からも「今後のコンバートEVの実用化に向けた貴重なデータを蓄積することができた」との御礼をいただいた。また、この実証実験に合わせて、2人乗り用小型EV「C+pod(シーポッド)」の試乗も実施した。

２　利尻町児童との交流事業の実施について

11月21日に北海道利尻町児童と利島村児童の交流事業を2年ぶりに実施した。事前にオンラインによる交流を行っていたため、対面後から打ち解けて、交流を行うことができた。1泊する予定であったが、利尻島側の天気予報が当初より極めて悪くなったため、急遽日帰りとなった。短い時間ではあったが、自然など利島とは違う環境に住む子どもたちとリアルに交流できたことにより、改めて利島の事を改めて考える機会になった。また1、2月にオンラインで再度交流事業を行う予定となっている。

行政報告

報告者　　勤労福祉会館館長

ラフテレーン・クレーンの利用状況について

令和３年９月から１１月までのラフテレーン・クレーンの貸出実績は、１０月に１日１回、半日１回あった。

伊豆七島海運㈱の貨物船への荷役作業は、９月は７日、１０月は８日、１１月は４日、高速船でのフェンダー吊り上げ作業が１０月１回あった。

12月度一般質問

利島村議会議員
前田　清

㈠　利島村の避難訓練の必要性について

10年前の東日本大震災以降、日本列島は1000年振りの「大地変動の時代」に突入したと言われています。首都圏に暮らす3500万人を襲う「首都直下地震」や死者32万人超が想定される「南海トラフ巨大地震」など巨大災害が確実に迫り、日本列島に生きる私たちは災害と向き合う覚悟が必要です。島だから、離島だから関係ないとは言い切れません。
巨大災害に対して、利島に暮らす私達には防災・減災の手立てが必要なことは申すまでも有りませんが、まず第一には事が起こった時に、どの様に身を守り・避難するかを考える必要があります。
そこで、事前の避難訓練が重要になると思われます。特に自分で身動きが利かない高齢者の避難に関しては、手順・問題点などを洗い出す為にも、前もっての訓練が絶対に必要な事と強く思います。
役場にも避難訓練なるものは有ると思いますが、訓練を実施してみて、見えて来るものが必ずや出てきます。何時起きてもおかしくないと言われて久しい巨大災害ですので、なるべく早期の訓練の実施を検討を願えないでしょうか？

＊南海トラフ巨大地震は2030年代に起きる
＊何時起きてもおかしくない「首都直下地震」はM7クラス
＊富士山をはじめとする活火山の噴火　　日本に111個有る活火山｛利島も活火山に分類｝

㈡　伊豆七島北部の高海水温対策について

大島～神津島までの北部地域の島々の海底で、かつて経験した事の無い事態が起こっているとの情報が上がっています。海草が消え失せ、それを餌とする魚類・甲殻類等が絶滅状態に有るとの事。イセエビ漁もサザエ漁も生活が成り立つには程遠く、漁師は廃業の憂き目に立たされているのが現状です。海岸を歩いても海草一つ無く、ウジャウジャ居た磯ガニすら姿が見えない状態「大島の現状」になっているとの由。
利島１島でどうにかなる様な問題では無く、事は４島で連携して対応する必要があります。東京都への陳情または国への陳情要請等考えられる手は全て打っていかないと、このままでは島の漁業は壊滅します。椿産業の振興も利島にとっては大事な事で有るとは十分認識していますが、漁業の復活もなくてはならないもの（車の両輪と同じ）と思います。
４島挙げての大陳情団の編成等、利島が主体となって、この難局を乗り越えるべく提案できないでしょうか？漁協・議会・利島行政が一丸となって取り組むべきなら、垣根を取り払った仕組み作りも必要かと思います。

㈢　利島の観光資源に関して

伊豆七島は東京の宝島なる言葉が至る所に溢れています。景観に優れた島はそれで良いとして、我が利島はどうでしょうか？何も無いのが唯一誇れる資源?であると言うべきなのかとも思いますが、それで観光客を呼び込むことが出来るでしょうか？
以前、利島を訪れたある大学の先生が利島の椿林を見て、驚嘆していました。日本全国色々な所を周ったが、利島の椿林の土留めの役割は素晴らしい、他に類を見ない規模だと絶賛され、これは文化財として登録されてもおかしくないと言われた事を覚えています。この事をもって観光資源化すべきとは言いませんが、ヒントになるのではと思います。
農業従事者の高齢化が進み、耕作放棄林が増えている現状では、貴重な椿山の活かし方の一つになるのではと考えます。

（本頁は白紙です）

2021年12月13 日
日本共産党 利島村議会
議 員 笹 岡 寿 一

第4回 定例村議会 一般質問通告書

質問に先立って

住民の方から、「今回の村長選挙の結果について、ぜひ議会で発言して皆さんに伝えて欲しい」という要望がありましたので、少し長いですが発言します。

話は、男女6人の人に聞きました。その内の4人の話を要約して述べます。

話では、候補者の敬称は使われていませんでしたので、そのまま発言します。

その内の年配者の話では、「私は、若い議員の村山か。人生経験が豊かで会社経営者の英晴のどちらに入れるか。最後まで迷っていた。それと云うのは、村山が立候補する直前まで議員辞職しないで、議員の補欠選挙を見送らせたのは、彼自身の政治的な利害を考えての行動とみていた。真剣に村政を考えるなら、そうした姑息な策に溺れることなく、議会を空席のままにしないために、村長選に立候補を決意した時点で辞職して、議員の補欠選挙を同時に実施するように対処するのが当然ではないのか。村山は、10年近くも議員を務めてきて、それ位の判断もできないのか。そうした不信感もあって迷ったが、当選したら反省して、村政を担う上で考えを改めてくれることを期待して彼に投票した。開票の結果は、両候補者の双方共に予想を大きく外れた。こんなに差がつくとは考えられない。今回の村長選挙戦の裏には、何があったのか。疑問を抱いている人が結構いると思う」と話していました。

他の人は、「私は誰に入れたかは言えないが、選挙が終盤になるにつれて、英晴がやや優勢かなと思っていた。ところが、結果は村山が想定をはるかに超える大量得票して大差で当選したことと、英晴の得票が余りにも少なかったことは、正直なところ全く予想していなかった。今回の選挙戦の中で数人の住民から、内部告発があって、『その話の内容は全て、ほぼ同じだった』と云う話は私も聞いていた。その話の内容と云うのは、在ってはならない異様なものであった」と言っていました。

一方、「英晴を応援した」と言う人は、「英晴は“利島出身者”とは言っても島で生活したことのない、知名度の低い候補者であり、厳しい選挙戦であった。それでも本人が立候補の熱意や政策を訴える中で、日増しに人柄も知られるようになるにつれて、皆さんに好感を持って受け止められるようになってきていた。彼に対する評判は決して悪くなかった。選挙戦を通して30人近い人が彼を応援して活動していた。それだけに、これほどの大差が付いたのは信じられない。この背景には何事があったのか」と同じ様な話をして、衝撃を隠し切れない様子で思いを語っていました。

もう一人の人からは、「ある人が、『“英晴が当選したら田中副村長は、即引き揚げる”と言っている。その後は、都から副村長の派遣はなくなり、都の補助金もなくなる。そうなると、㈱トシマは潰れて船が就かなくなると云った話がある』と聞いていた。この話が本当だとすれば、如何に選挙だからとは言え、これほど住民を馬鹿にした、まことしやかな話はない。そもそも田中副村長が、『“英晴が当選したら即、引き揚げる”と言った』とは信じられない。村山が、これらの話を知っていたか。どうか分からないが、知っていたならば、暮らしにくい島になるような気がして、これから先の村の政治が末恐ろしい」と話していました。以上で村長選挙に関する発言を終わります。

それでは、これより質問の本題に入ります。

私は、前田前村長の1期目の時から、下記に述べる住民の切実な要望の実現を求めて、議会の度に繰り返し訴えてきました。

今後とも、実現されるまで引き続き要望して参ります。

田中副村長も、「“困った人がいたら助ける”と云うのが自分の信念であり、公務員を目指したきっかけ」と述べています。

村山村長に於かれては、住民の皆さんの願いを受け止めて頂いて、住民生活の安定向上のために、事業実施に向けて特段の尽力を願うものであります。

コロナ対策

このところの国内での感染者数は、激減してきている状況にあります。

一方、世界に目を向けてみると、アメリカやヨーロッパのイタリヤ、ドイツ、イギリス、東南アジアのタイ、或いは隣の韓国では、感染者が急激に増加の傾向にあります。

日本に於いても、冬季を迎えて第6波感染拡大が心配される状況にあります。

こうした状況に鑑みて、感染防止対策が後手にならないように、これまでの対応を検証して得られた知見を生かした取り組みが必要と考えます。そこでの提案です。

① 住民が島内でPCR検査を無償で受けられるよう、東京都に要請すること。

② 住民、外来者問わず入島時に全員検温し、発熱者は隔離施設に収容して、PCR、若しくは抗原検査を実施する事。以上、所管職員の答弁を求めます。

島外診療の際の旅費助成

本件は、離島なるが故に本村はもとより、島しょ全町村住民共通の切実な課題となっています。

日本共産党の都議団は、島しょ住民の命と健康を守るために、昨年12月の4回定例都議会で、「島しょ住民が島外診療の際の旅費の50％を回数制限なく、支援助成する条例案」を提案しましたが、残念ながら実現できませんでした。

私は、日本共産党の島しょ議員団、都議団と協力して、都が支援助成するよう、

引き続き助成措置を要望していきます。

村長、議長に於かれては、「町村会、町村議長会が共同して、島しょ住民の命と健康を守るために東京都が実費の50％を回数制限なく支援助成されるよう、東京都、並びに都議会各会派に要請されることをお願いしたい」と思っています。

この件、村長、議長の所見を伺います。

村に於かれては、東京都から支援助成が受けられるまでは、村が住民の命と健康を守る為に実費の80％を回数制限なく助成するよう要望します。

都から実費の50％の支援助成を受けられた時は、村が40％の助成をするよう求めます。村長の答弁を求めます。

補聴器の購入費に対する支援助成、及び言語聴覚士の招へい

以前にも要望しましたが、本村には、難聴の人が10名近くいます。

東京都は、補聴器の購入費に50％を支援助成する制度を設けています。

都は、「限度額の設定はしていないが、審査して決定する」と言っています。

本村に於かれては、当面15万円を限度額として、5万円未満は50％、5万円以上15万円未満は40％の支援助成をされるよう制度の設置を求めます。

15万円以上の機種を購入した場合の自己負担額は、購入金額から都と村の助成額を合わせた、13万5千円を引いた金額となります。

10名の方から15万円以上の機種購入の助成申請を受けたとしても、村の負担額は60万円程です。それも、毎年の事ではありません。

しかも、皆さん必ずしも15万円以上の機種を購入するとは限りません。

併せて、聴覚障害のある方に対する指導、援助を得るために、「言語聴覚士」の招へいを求めます。村長の答弁を求めます。

電動カートの無償貸与

先般、村は中古の電動カートの買い上げを決めています。

買い上げに応じた同人が、無償で貸与するよう求めたことに対して、「検討する」としています。その後の進捗について、所管課長の答弁を求めます。

議会の録画中継

前議会で、「会議中のライブ中継だけでは、住民は仕事中で視聴する機会が極めて限定されるので、さし当り、休憩時間をカットする程度に編集して、何時でも検索して視聴できる」よう求めました。

その後の取り組みについて、所管課長の答弁を求めます。

椿油産業対策

村が、椿油産業を椿林の景観と共に、「村のシンボルとも言える存在」と位置付

けているとは言え、先祖伝来の折角の生産地が、もはや草刈り機だけでは立ち行かない状況も出て来ています。椿林の放置林整備は、もはや検討だの、計画だの抜きの待ったなしの喫緊の課題となっています。再三に及んで、放置林対策は将来展望を見据えた計画とは別に、急ぎ講じるよう求めて訴えてきていますが、残念ながら、具体的な施策が講じられないまま推移してきています。

高齢化が進む生産者の中には、「この先、椿油産業はどうなるのだろうか」と諦めにも似た声も聞かれるようになってきている今日です。

放置林の整備対策事業として、新年度予算に木下払い事業に掛かる費用を計上して実施するよう求めます。同じ椿林地の木下払い作業は、年に少なくとも2回は要されます。学生ボランティア頼みではなく、村独自に継続して取り組んで体制を講じるよう対処を求めます。その上で学生ボランティアも活用されたらと考えます。

椿林が整備されれば島内には、地主を始め、その他の借地生産者の他にも、勤労者など休日を利用して拾う事の出来る人はいます。

島内で拾う人が不足であれば、島外からの応募者も可能だろうと考えます。

村長の所見を伺います。

ゴミ処理対策

焼却施設先の圃場の規制解除を求める要望について、村が拒絶していることに批判が起きていて、「捨てる種目を限定して規制を解除して欲しい」と云う要望が依然として多くの住民からあります。

広報活動を図ると共に、現場に立札を立てるなど周知を図ることによって、住民の理解と協力得ることに努めて解除を求めます。所管課長の答弁を求めます。

私は、ゴミ処理体制の構築を図る為には、「施策を行政だけに留めるのではなく、議会共々参画して住民と一体となって情報、知識を共有する中で、取り組んでいく必要がある」と考えています。村長の所見を伺います。

㈱TOSHIMA の経営

前議会に於いて、同社は独立した会社になりましたが、持ち株会社であり、実際の経営権は依然として議決権を有する、「利島村」が有しています。

私は、議決権の行使は、予算を伴う事案であるところから、事業計画、及び決算は、「単なる報告案件ではなく、議会との協議案件とされたい」と考えます。

尚、村の株主は、「時の村長の個人名とするのではなく、“利島村”としては如何か」と考えます。併せて、村長の所見を伺います。

以上で、一般質問を終わります。答弁内容によっては、再質問します。

令和３年第４回（１２月）定例議会一般質問通告書

令和３年１２月１３日

利島村村議会議長　殿

利島村議会議員
石野　治

本議会において、以下の項目について質問することを通告いたします。

１．コロナワクチン接種（３回目）について

新型コロナウイルス感染症に対するワクチンの追加接種（３回目）の実施について国から方針等について発表されました。２回目接種を完了した日から原則８か月以上経過等々の条件があります。利島村の現在の方針、今後の予定について担当課長の答弁を求めます。

２．エネルギートクトク計画・ソーラー事業について

前田前村長が掲げた計画・事業ですが、村山村長は今後この計画・事業をどのように継承するのか、または一部見直し新たな方針を掲げるのか、継承しないのか、現段階での所見を伺います。

３．どこでも電話システム・各課直通電話番号導入について

今年度より新しく導入された「どこでも電話システム」について伺います。

①１１月末時点での活用状況について、利用実績や稼働率等数値でわかるものがあるようなら提示していただき、そういったものがないのであれば、担当課長が状況について説明ください。

②各課直通の電話番号が導入されましたが、それによる効果について説明ください。また、各課に番号を振り分けた経緯及び導入に要した費用ついても併せて担当課長が答弁ください。

③３１７万円の予算事業ですが、これに対する費用対効果はどれほどあったか、担当課長がお答えください。

４．ジシンガ沢ストックヤードの住民利用について

現在特定日での利用に限られておりますが、利用可能日が少なく利用者の予定が限定されている状態です。住民のマナー向上も前提ですが、随時依頼連絡が可能で、出来うる限り柔軟な対応を要望します。村長の答弁を求めます。

５．ごみ処理について

６月議会において本格的な夏を前に生ごみの対策について収集の回数を増やす、家庭用コンポストの設置（希望者）について要望しておりましたが、回数についてはこれ以上増やすことは考えていない。コンポストについては補助・貸与制度は考えていない旨の答弁でありました。その後、夏の対応を実際に経て、生ごみ回収に関する問題点が実際の声として浮上してきました。これは予想できたことであります。やはり夏場だけでも回収日を増やす、またはバケツを増やす、もしくは希望者にはコンポストの貸与を検討する等の対応が必要であると考えます。可能な限り次年度予算への組み込みをされることを期待するとともに、生ごみの減少化が焼却炉にかかる経費削減につながることを推進していくことが肝要だと考えます。

また、可燃ごみについて、収集日以外に持ち込めるゲージの設置も再度要求します。以前議会にて却下されましたが、そのことを聞いた住民の方が再度検討して欲しいと私の下に相談に来られました。住民のマナーの向上も必須だと思いますが、少数の声にもお応えいただきたい。担当課長の答弁・村長の所見を求めます

６．議会だよりの掲載内容について

議会便りは、議会放映の常時視聴ができることを前提とし、現行通り議会だよりとして発行を続けていただきたい。しかし、掲載内容について議員の質問内容及び答弁内容が住民に伝えきれるものではなく、議員の意図とするところではない内容で掲載されることがあります。掲載内容について議員に確認もなく発行されていますが、あくまでも議会事務局が発行しているのであれば、双方の主張が正しく掲載されたものであるべきです。抜粋で掲載する場合は、事前に議員に確認を得ての掲載を願いたい。議会事務局長の答弁を願います。

７．愛らんどシャトル定期便助成の検討状況について

９月議会において、搭乗率の低迷が問題ではあるが、コロナ禍で人の移動を加速させる懸念のある事業の後押しは、今年度導入が難しい旨の答弁でした。主旨は理解できますが、島民の足、悪天候時の唯一無二の移動手段である事を鑑みても、即刻助成を開始願いたい。コロナの状況を見て再検討する旨の答弁もありました。検討状況を伺います。前向きな答弁を期待いたします。

８．ＩＰ告知端末の利用について

端末が各家庭に導入され、システムが運用されて半年以上が過ぎましたが、当初、「こんなこともできます」としていた見守り機能や診療所との通信など、インターネットを利用してこその機能は未だに実装されません。持ち運びはできない、一方的に情報を受信するだけ、住民からすればタブレットを導入したことによるプラスの面はそれほどないので

はないかと思いますし、私自身、利便性は感じておりません。議会中継を YouTube で行いましたが、視聴ページへのリンクをタブレットに送信し、タッチすれば視聴できるということもできたのではないでしょうか。URL を別端末に入力することが難しく、YouTube 視聴を諦めた住民もいらっしゃいます。議会に関心を寄せていても、機器を持っていないがために視聴することができない住民がいることは周知の事実であります。そうした方が、導入されたタブレットで議会放映が視聴できるようにしていただけると、全ての住民が利用できることになります。是非取り組んでいただきたいと思います。

役場職員の放送業務にかかる労力等は軽減され、ＩＰ告知システムが導入されたことにより、住民も最大限システムの恩恵を受けられるよう有効利用してください。

不要であったにも拘らずネット契約をした住民が納得できる運用がなされるよう、役場側の事業計画を再度見直し、住民が納得するような事業計画を立案していただきたいです。担当課長にＩＰ告知端末から You Tube の放映と視聴が可能になるか説明を求めるとともに、村長に所見を求めます。

９．議会放映について

議会中のライブ中継が始まり、先ずは一歩を踏み出したところであります。しかしながら視聴は物理的に困難な方、時間的に困難な方がおられます。録画放映とし、先にも述べましたがＩＰ告知端末にて視聴が可能とする事で解決となります。村長に答弁を求めます。

10. デジタルサイネージ事業について

前年度から繰越明許となりました事業について以下の件について質問致します。

①進行管理の不手際、ディスプレイの全国的な需要増により未完となっています。4 月からの現在までの状況、今後完成迄のスケジュール

②最終設置場所

③具体的サービス内容（運用要領等を以っての説明）

④当初計画との相違点（変更事項がある場合）

住民、来島者に有意義なものとなるような運用である事を期待します。担当課長の答弁を求めます。

11. 利島村島外医療機関通院交通費等支援事業費補助金制度の拡充について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が解除され、本土へ診療に出かける島民も増加すると予想しています。島の冬は船がつかず、ヘリの席数も少数であることから、予期せぬ延泊が強いられる可能性が夏場よりも高くなります。天候不良、船の機関故障など村民の不可抗力による延泊に対しても宿泊費の助成をされますよう要望いたします。

この件に関しては複数回にわたり要請してまいりましたが、当初は「現行の通り」の一

言。２回目、３回目には都や国への働きかけであるということでした。都や国からの助成が必要であるという認識であるのならば、助成が認められるまでの間、村が助成をすることが肝要であると考えます。予算が問題なのか、助成が不要との考えなのか、今一度所管課長に答弁を求めるとともに、利島の事情を熟知している村長にも見解を伺いたい。

ちなみに、前回議会では７５万円の庁舎内の不用品の島外搬出費用等が計上されました。職場環境を改善することに反対は致しませんが、そういった不急事案の予算が計上できるのならば住民に直接還元となるこの提案も可能であると考えます。仮に 3,000 円の宿泊費の助成を認めたとすると２５０回分の予算となります。

12. 職員住宅．村営住宅合築住宅建設について

利島村住宅建設基金条例が可決され基金が設置されました。この事業案については、村内事業者に分譲も検討とありますが、購入者ありきの計画なのでしょうか。売却とした経緯．売却先事業者について説明いただきたい。住宅建設予定地についても、議会に説明できない、しない、すべてが決定してから議会に諮る。このようなやり方しかないのか。住民に説明ができない、知らせることができない村政に村山村長には終止符を打っていただきたい。開かれた村政となるよう願いたい。村長の所見を伺います。また、令和４年度中完成を目指すとありました。事業計画書に沿い担当課長の答弁を求めます。

13, 利島村椿油製油センター建設について

新工場の生産ラインの設計が開始しており、建屋についてもすでに検討が進められている製油センターですが、建設予定地・規模等一切公表されない状態であります。事業計画の全容について書面を以って公表ください。担当課長の答弁を求めます。

14. 株式会社 TOSHIMA の運営に係る利島村の方針について

先の議会に今後の株式会社 TOSHIMA の運営に係る書類が執行部より提出され、株式の売却、船舶業務の受注方法等の変更等が記載されておりました。内容については様々な意見があります。その意見の一つを村山村長の議員時代のブログから引用させていただきます。

「利益剰余金は契約書の実費精算の文言の通り返すべきだという立場から書きます。この利益剰余金はそもそも村に精算されて存在しなかったはずのものだとするなら、株式購入の原資はどこからか調達しなければなりません。役場側も紙に利益剰余金は問題だとはっきり書いていますし。今回のこの案は、利益剰余金について突っ込まれてるけど、今更返してもらうなんて言えないから、株式売却にかこつけて戻してもらえば、やんややんや言ってる議員達も黙るんじゃないの？という役場の帳尻合わせに見えて

仕方ありません。（２０２１年９月１５日付　村山氏のブログ記事に対するコメントから抜粋）」

この方は YOUTUBE を視聴したうえでコメントしてくださっているとのことですが、執行部側が提示した方策に対して懐疑的な意見を持っている方がいるのも事実であります。村山村長は住民の意見を聞くことを選挙中から掲げておられましたが、こうした意見をお持ちの方に対してどのように理解を求めていくのか、また現時点で株式会社 TOSHIMA の運営に対してどのような方策をとるおつもりでいるのか、前回議会にて執行部側が提示した案を進めるおつもりでしたら、具体的にお示しください。

（本頁は白紙です）

令和３年第４回定例議会一般質問

令和３年１２月１３日

利島村議会議員　井口　保

１．利島村の今後の方向性について

若い力で利島村を引っ張っていく事を望んでいます。

村全体を一つの方向に結集していく事を望んでいますが、村長の考えを質問致します。

２．村内清掃の今後について

毎年続けていますが、年々協力者の数が少なくなっているように思います。協力してくださる人たちを増やすことを考えないといけないと思いますが、村の考えをお聞き致します。

３．ドローンの活用について

現在、全国でドローンの活用が盛んに行われていますが、本村でも災害時に利用されてはと考えますが、村ではどのように考えるのか質問致します。

（本頁は白紙です）

報告第　４号
議案第５０号

専決処分の承認を求める件について

地方自治法第１７９条第１項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

記

「処分事項」

令和３年度東京都利島村一般会計補正予算＜第３号＞

令和　３年１２月１３日

提出者　東京都利島村長　　村　山　　将　人

議決第　　号
承認第　　号

令和　３年１２月　　日　　原案　　決

東京都利島村議会議長　　寺　田　　優

（本頁は白紙です）

専　決　処　分　書

地方自治法第１７９条第１項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

「処分事項」

令和３年度東京都利島村一般会計補正予算＜第３号＞

令和　３年　９月２７日

東京都利島村長　　前　田　　福　夫

「処分理由」

再生可能エネルギー利用事業における太陽光発電施設整備整備事業について、補助事業採択がなされたが、事業実施にあたって年度をまたぐ事業期間が必要となり、債務負担行為として予算で定める必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため。

※債務負担行為＝１つの事務や事業が単年度で終了せずに後の年度においても負担（支出）をしなければならない場合に、後の年度の債務について予算で決めておくこと。

（本頁は白紙です）

令和３年度東京都利島村一般会計補正予算＜第３号＞

令和３年度東京都利島村一般会計補正予算＜第３号＞は、次に定めるところによる。

[歳入歳出予算の補正]

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ　１４６，０９６　千円を減額し、歳入歳出予算の総額を　１，５３１，１６７　千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の［款]・[項]の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算の補正」による。

[債務負担行為の補正]

第４条　地方自治法第２１４条の規程により債務を負担する行為をする事ができる事項、期間及び限度額は、「第４表債務負担行為」による。

令 和 ３ 年 ９ 月 ２ ７ 日

東京都利島村長　前　田　福　夫

第　１　表　歳入歳出予算

１　歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
１８繰入金		290,863	△37,219	253,644
	１基金繰入金	290,863	△37,219	253,644
２０諸収入		168,852	△108,877	59,975
	４雑入	139,674	△108,877	30,797
歳　入　合　計		1,677,263	△146,096	1,531,167

２　歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
２総務費		603,063	△146,096	456,967
	１総務管理費	566,877	△146,096	420,781
歳　出　合　計		1,677,263	△146,096	1,531,167

第4表　債務負担行為補正

債務負担行為

（単位：千円）

事項	期間	限度額
再生可能エネルギー利用事業	令和3年度から 令和4年度まで	142,890

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（単位：千円）

事項	限度額	前年度までの支出（見込額）		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国都支出金	地方債	その他	
再生可能エネルギー利用事業	142,890			令和3年度から 令和4年度まで	142,890	－	－	113,610	29,280

（本頁は白紙です）

歳入歳出予算事項別明細書

１　総　括
（歳　入）

款	補正前の額
１ 村税	49,095
２ 地方譲与税	2,146
３ 利子割交付金	67
４ 配当割交付金	340
５ 株式等譲渡所得割交付金	283
６ 法人事業税交付金	64
７ 地方消費税交付金	7,587
９ 環境性能割交付金	318
１０ 地方特例交付金	1
１１ 地方交付税	328,948
１３ 使用料及び手数料	21,875
１４ 国庫支出金	19,204
１５ 都支出金	631,538
１６ 財産収入	39,029
１７ 寄付金	900
１８ 繰入金	290,863
１９ 繰越金	105,153
２０ 諸収入	168,852
２１ 村債	11,000
歳　入　合　計	1,677,263

（単位：千円）

補正額	計
0	49,095
0	2,146
0	67
0	340
0	283
0	64
0	7,587
0	318
0	1
0	328,948
0	21,875
0	19,204
0	631,538
0	39,029
0	900
△37,219	253,644
0	105,153
△108,877	59,975
0	11,000
△146,096	1,531,167

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
１ 議会費	19,351	0	19,351
２ 総務費	603,063	△146,096	456,967
３ 民生費	163,863	0	163,863
４ 衛生費	291,237	0	291,237
５ 労働費	17,497	0	17,497
６ 農林水産業費	166,442	0	166,442
７ 商工費	135,676	0	135,676
８ 土木費	51,187	0	51,187
９ 消防費	27,790	0	27,790
１０ 教育費	119,286	0	119,286
１２ 公債費	58,867	0	58,867
１４ 予備費	23,004	0	23,004
歳　出　合　計	1,677,263	△146,096	1,531,167

（単位：千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国都支出金	地方債	その他	
		△108,877	△37,219
		△108,877	△37,219

２　歳　入

款　　１８ 繰入金

科目 款	項	目	補正前の額	補正額	計
18 繰入金			290,863	△37,219	253,644
	1 基金繰入金		290,863	△37,219	253,644
		1基金繰入金	290,863	△37,219	253,644
20 諸収入			168,852	△108,877	59,975
	4 雑入		139,674	△108,877	30,797
		1雑入	139,674	△108,877	30,797

18-01-01 基金繰入金

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
1財政調整基金繰入金	△37,219	①財政調整基金繰入金 △37,219
1雑入	△108,877	51二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 △79,686 58区市町村との連携による地域環境力活性化事業補助金 △29,191

一般会計

3　歳　出

款　　2 総務費

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特定財源 国都支出金	補正額の財源 特定財源 地方債	補正額の財源 特定財源 その他
2総務費			603,063	△146,096	456,967			△108,877
	1総務管理費		566,877	△146,096	420,781			△108,877
		2企画広報費	287,180	△146,096	141,084			△108,877 諸収入 △108,877

02-01-02 企画広報費

（単位：千円）

内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明
△37,219			
△37,219			
△37,219	12委託料	△5,918	６再生可能エネルギー利用事業 △146,096 １２委託料 △5,918 業務委託料 △5,918 再生可能エネルギー設備整備事業発注者支援業務 １４工事請負費 △140,178 工事請負費 △140,178 再生可能エネルギー発電設備整備工事
	14工事請負費	△140,178	

（本頁は白紙です）

議案第　５１　号

令和３年度東京都利島村一般会計補正予算＜第４号＞

令和３年度東京都利島村一般会計補正予算＜第４号＞は、次に定めるところによる。

[歳入歳出予算の補正]

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ　1~~６，８５７~~ 20,007　千円を増額し、歳入歳出予算の総額を~~１，５４８，０２４~~ 1,551,174 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の［款]・[項]の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算の補正」による。

令和３年１２月　１３　日

提出者　東京都利島村長　村 山　　将 人

議決第　　号

令和３年１２月　　日　　原案　　決

東京都利島村議会議長　　寺　田　　優

第　１　表　歳入歳出予算

１　歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
１３使用料及び手数料		21,875	726	22,601
	１使用料	21,706	726	22,432
１４国庫支出金		19,204	25,801	45,005
	１国庫負担金	7,792	9	7,801
	２国庫補助金	10,253	~~25,792~~ 28,942	~~36,045~~ 39,195
１５都支出金		631,538	△12,734	618,804
	２都補助金	617,620	△12,634	604,986
	３都委託金	9,451	△100	9,351
１８繰入金		253,644	1,064	254,708
	１基金繰入金	253,644	1,064	254,708
２０諸収入		59,975	2,000	61,975
	４雑入	30,797	2,000	32,797
歳　入　合　計		1,531,167	~~16,857~~ 20,007	~~1,548,024~~ 1,551,174

２　歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
１議会費		19, 351	1, 050	20, 401
	１議会費	19, 351	1, 050	20, 401
２総務費		456, 967	4, 129	461, 096
	１総務管理費	420, 781	4, 129	424, 910
３民生費		163, 863	6, 168	170, 031
	１社会福祉費	91, 388	1, 695	93, 083
	３児童福祉費	45, 809	~~4, 473~~ 7,623	~~50, 282~~ 53,432
４衛生費		291, 237	14, 146	305, 383
	１保健衛生費	42, 900	729	43, 629
	２清掃費	83, 428	5, 196	88, 624
	３上下水道費	164, 909	8, 221	173, 130
５労働費		17, 497	141	17, 638
	１労働費	17, 497	141	17, 638
６農林水産業費		166, 442	△13, 387	153, 055
	１農業費	78, 905	△13, 387	65, 518
７商工費		135, 676	887	136, 563
	１商工費	22, 028	69	22, 097
	２離島交通受託事業費	113, 648	818	114, 466
８土木費		51, 187	△5, 025	46, 162
	２道路橋りょう費	20, 122	△5, 025	15, 097
１０教育費		119, 286	△1, 526	117, 760
	１教育総務費	22, 126	△1, 233	20, 893
	２小学校費	49, 237	△42	49, 195
	４保健体育費	24, 764	0	24, 764
	５社会教育費	16, 778	△251	16, 527
１４予備費		23, 004	10, 274	33, 278
	１予備費	23, 004	10, 274	33, 278
歳　出　合　計		1, 531, 167	~~16, 857~~ 20,007	~~1, 548, 024~~ 1,551,174

歳入歳出予算事項別明細書

１　総　括
（歳　入）

款	補正前の額
１ 村税	49,095
２ 地方譲与税	2,146
３ 利子割交付金	67
４ 配当割交付金	340
５ 株式等譲渡所得割交付金	283
６ 法人事業税交付金	64
７ 地方消費税交付金	7,587
９ 環境性能割交付金	318
１０ 地方特例交付金	1
１１ 地方交付税	328,948
１３ 使用料及び手数料	21,875
１４ 国庫支出金	19,204
１５ 都支出金	631,538
１６ 財産収入	39,029
１７ 寄付金	900
１８ 繰入金	253,644
１９ 繰越金	105,153
２０ 諸収入	59,975
２１ 村債	11,000
歳　入　合　計	1,531,167

（単位：千円）

補正額	計
0	49, 095
0	2, 146
0	67
0	340
0	283
0	64
0	7, 587
0	318
0	1
0	328, 948
726	22, 601
28,951 ~~25, 801~~	48,155 ~~45, 005~~
△12, 734	618, 804
0	39, 029
0	900
1, 064	254, 708
0	105, 153
2, 000	61, 975
0	11, 000
20,007 ~~16, 857~~	1,551,174 ~~1, 548, 024~~

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
1 議会費	19, 351	1, 050	20, 401
2 総務費	456, 967	4, 129	461, 096
3 民生費	163, 863	9,318 ~~6, 168~~	173,181 ~~170, 031~~
4 衛生費	291, 237	14, 146	305, 383
5 労働費	17, 497	141	17, 638
6 農林水産業費	166, 442	△13, 387	153, 055
7 商工費	135, 676	887	136, 563
8 土木費	51, 187	△5, 025	46, 162
9 消防費	27, 790	0	27, 790
1 0 教育費	119, 286	△1, 526	117, 760
1 2 公債費	58, 867	0	58, 867
1 4 予備費	23, 004	10, 274	33, 278
歳　出　合　計	1, 531, 167	20,007 ~~16, 857~~	1,551,174 ~~1, 548, 024~~

（単位：千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国都支出金	地方債	その他	
			1,050
1,705		2,000	424
7,309 ~~4,159~~		726	1,283
			14,146
			141
△10,946			△2,441
			887
△2,085			△2,940
△2,291			765
			10,274
6,308 ~~△9,458~~		2,726	23,589

2　歳　入

款　　１３　使用料及び手数料

科目（款 項 目）	補正前の額	補正額	計
13 使用料及び手数料	21,875	726	22,601
1 使用料	21,706	726	22,432
2民生使用料	521	726	1,247
14 国庫支出金	19,204	28,951 ~~25,801~~	48,155 ~~45,005~~
1 国庫負担金	7,792	9	7,801
1民生費国庫負担金	5,301	9	5,310
2 国庫補助金	10,253	28,942 ~~25,792~~	39,195 ~~36,045~~
1総務費国庫補助金	4,044	21,882	25,926
2民生費国庫補助金	0	7,300 ~~4,150~~	7,300 ~~4,150~~
7教育費国庫補助金	2,072	△240	1,832
15 都支出金	631,538	△12,734	618,804
2 都補助金	617,620	△12,634	604,986
1総務費都補助金	486,970	△2,044	484,926
5農林水産業費都補助金	77,068	△10,946	66,122

13-01-02　民生使用料

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明	
1 保育所使用料	726	①保育所使用料	726
2 児童福祉費負担金	9	①児童手当負担金	9
1 総務費補助金	21,882	⑪新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 ⑬空き家対策総合支援事業補助金	23,051 △1,169
1 社会福祉費補助金	7,300 ~~4,150~~	⑯子育て世帯への臨時特別給付金 ・事業費（給付金） ・事務費	7,300 ~~4,150~~
1 教育費補助金	△240	①へき地児童生徒援助費補助金	△240
1 総務費補助金	△2,044	①総合交付金	△2,044
1 農業費補助金	△10,946	②東京都山村・離島振興施設整備事業補助金	△10,946

款　　１５ 都支出金

科目 款	項	目	補正前の額	補正額	計
		7土木費都補助金	2,244	1,789	4,033
		9教育費都補助金	12,738	△1,433	11,305
	3都委託金		9,451	△100	9,351
		6教育費都委託金	206	△100	106
18繰入金			253,644	1,064	254,708
	1基金繰入金		253,644	1,064	254,708
		1基金繰入金	253,644	1,064	254,708
20諸収入			59,975	2,000	61,975
	4雑入		30,797	2,000	32,797
		1雑入	30,797	2,000	32,797

15-02-07 土木費都補助金

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明	
1 土木費補助金	△1,085	①市町村道土木費補助金	△1,085
2 住宅費補助金	2,874	②空き家利活用等区市町村支援事業補助金	2,874
1 教育費補助金	△1,433	⑥2020年オリパラの成功に向けた区市町村支援事業	△1,433
1 教育費委託金	△100	⑤オリンピック・パラリンピック教育推進事業委託金	△100
1 財政調整基金繰入金	64	①財政調整基金繰入金	64
3 特定目的基金繰入金	1,000	⑥新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金積立基金繰入金	1,000
1 雑入	2,000	⑨東京2020オリパラ競技大会機運醸成等事業補助金 ・令和3年度助成金	2,000

3　歳　出

款　　1 議会費

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特定財源 国都支出金	地方債	その他
1議会費			19,351	1,050	20,401			
	1議会費		19,351	1,050	20,401			
		1議会費	19,351	1,050	20,401			
2総務費			456,967	4,129	461,096	1,705		2,000
	1総務管理費		420,781	4,129	424,910	1,705		2,000
		2企画広報費	141,084	4,129	145,213	1,705 国庫支出金 △1,169 都支出金 2,874		2,000 諸収入 2,000

01-01-01 議会費

（単位：千円）

内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明	
1,050				
1,050				
1,050	8旅費	650	２議会事務費	1,050
			８旅費	650
			旅費	650
			普通管外旅費	
	12委託料	400	１２委託料	400
			業務委託料	400
			議事録作成委託料	
424				
424				
424	7報償費	△110	３企画広報事務費	770
			１０需用費	770
			消耗品費	770
	10需用費	325	消耗品費	
			４庁内ＬＡＮ・ＬＧＷＡＮ等管理経費	1,879
			１２委託料	1,879
	11役務費	△20	業務委託料	1,879
			PC追加購入端末再設定委託	1,219
	12委託料	1,879	IE11サポート終了に伴うEdge対応作業委託	660
			９企画広報費負担金	1,682
			１８負担金補助及び交付金	1,682
	13使用料及び賃借料	△27	負担金	1,682
			友好町村連携事業負担金	
			１２定住促進空き家活用事業	410
			１０需用費	10
	14工事請負費	400	光熱水費	10
			空き家改修・除去に係る光熱水費	
			１４工事請負費	400
	18負担金補助及び交付金	1,682	工事請負費	400
			空き家改修工事	△5,000
			空き家除却工事	5,400
			１６友好町村連携事業	△612
			７報償費	△110
			謝礼金	△110
			檜原村払沢の滝祭り出展報償費	
			１０需用費	△455
			消耗品費	△453
			消耗品費	
			燃料費	△2

款　　2 総務費

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特定財源 国都支出金	補正額の財源 特定財源 地方債	補正額の財源 特定財源 その他
3民生費			163,863	9,318 ~~6,168~~	173,181 17~~0,031~~	7,309 ~~4,159~~		726
	1社会福祉費		91,388	1,695	93,083			
		1社会福祉総務費	78,046	1,695	79,741			
	3児童福祉費		45,809	7,623 ~~4,473~~	53,432 5~~0,282~~	7,309 ~~4,159~~		726
		1児童措置費	5,302	7,503 ~~4,353~~	12,805 ~~9,655~~	7,309 ~~4,159~~ 国庫支出金 ~~4,159~~ 7,309		
		2児童福祉施設費	40,507	120	40,627			726 使用料・手数料

02-01-02 企画広報費

（単位：千円）

内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明	
			燃料費	
			１１役　務　費	△20
			通信運搬費	△20
			通信運搬費	
			１３使用料及び賃借料	△27
			使用料及び賃借料	△27
			車両借上料	△25
			駐車場使用料	△2
1,283				
1,695				
1,695	12委　託　料	1,650	１１社会福祉事務費	1,650
			１２委　託　料	1,650
			業務委託料	1,650
	22償還金利子及び割引料	45	キャッシュレス化推進事業委託料	
			１７償還金	45
			２２償還金利子及び割引料	45
			償還金	45
			障害者自立支援給付費国庫負担金返還金	30
			障害者自立支援給付費都負担金返還金	15
△412				
194	10需　用　費	1,000	１児童手当・児童育成手当等	155
			１９扶　助　費	155
	18負担金補助及び交付金	3,150	扶助費	155
			児童手当	290
			児童育成手当	△135
			３償還金	48
	19扶　助　費	155	２２償還金利子及び割引料	48
			償還金	48
			児童手当等負担金償還金	7,300 ~~4,150~~
	22償還金利子及び割引料	48	４子育て世帯への臨時特別給付金事業	
			１０需　用　費	1,000
			消耗品費	1,000
			消耗品費	
			１８負担金補助及び交付金	6,300 ~~3,150~~
			補助金	6,300 ~~3,150~~
			子育て世帯への臨時特別給付金	
△606	7報　償　費	120	３児童施設管理経費	120
			７報　償　費	120
			謝礼金	120

一般会計

款　3 民生費

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特定財源 国都支出金	地方債	その他
								726
4衛生費			291,237	14,146	305,383			
	1保健衛生費		42,900	729	43,629			
		1保健衛生費	28,973	729	29,702			
	2清掃費		83,428	5,196	88,624			
		1ごみ処理費	65,498	5,196	70,694			

03-03-02 児童福祉施設費

（単位：千円）

内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明
			保育園清掃等報償費（謝礼金）
14,146			
729			
729	3職員手当等	926	２精神保健福祉事業等経費 △97 ８旅　　費 △97 旅費 △97 普通管外旅費 ３成人保健事業 △100 ７報　償　費 △100 謝礼金 △40 専門職招聘報償費（謝礼金） その他報償費 △60 専門職招聘報償費（旅費相当額） １９新型コロナウィルス対策事業 926 ３職員手当等 926 防疫作業手当 926 防疫作業手当
	7報　償　費	△100	
	8旅　　費	△97	
5,196			
5,196	8旅　　費	362	１清掃センター管理経費 4,820 ８旅　　費 362 旅費 362 普通管外旅費 98 研修旅費 264 １０需　用　費 4,440 消耗品費 2,050 消耗品費 燃料費 1,390 燃料費 修繕費 1,000 修繕費（維持補修費） １１役　務　費 18 通信運搬費 18 通信運搬費 ３ごみ処理経費 376 １０需　用　費 54 光熱水費 54 光熱水費 １１役　務　費 322 通信運搬費 322 一般廃棄物海上・島内等運搬費
	10需　用　費	4,494	
	11役　務　費	340	

款　　4 衛生費

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特定財源 国都支出金	地方債	その他
	3上下水道費		164,909	8,221	173,130			
		1簡易水道事業費	111,052	3,370	114,422			
		2合併処理浄化槽事業費	53,857	4,851	58,708			
5労働費			17,497	141	17,638			
	1労働費		17,497	141	17,638			
		1勤労福祉会館費	17,497	141	17,638			
6農林水産業費			166,442	△13,387	153,055	△10,946		
	1農業費		78,905	△13,387	65,518	△10,946		
		4農業施設整備費	26,675	△13,387	13,288	△10,946 都支出金 △10,946		
7商工費			135,676	887	136,563			

04-03-01 簡易水道事業費

（単位：千円）

内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明
8,221			
3,370	27繰　出　金	3,370	１簡易水道事業会計繰出金　3,370 ２７繰　出　金　3,370 特別会計繰出金　3,370 簡易水道事業会計繰出金
4,851	27繰　出　金	4,851	１合併処理浄化槽事業会計繰出金　4,851 ２７繰　出　金　4,851 特別会計繰出金　4,851 合併処理浄化槽事業会計繰出金
141			
141			
141	1報　　酬	127	２勤労福祉会館管理経費　0 １０需　用　費　△156 消耗品費　△156 消耗品費 １７備品購入費　156 備品購入費　156 勤労福祉会館備品購入 ４勤労福祉会館会計年度任用職員の人件費　141 １報　　酬　127 会計年度任用職員の報酬　127 勤労福祉会館会計年度任用職員報酬 ４共　済　費　14 労災・雇用・健康保険料　14 勤労福祉会館会計年度任用職員の雇用保険料・健康保険料
	4共　済　費	14	
	10需　用　費	△156	
	17備品購入費	156	
△2,441			
△2,441			
△2,441	12委　託　料	△13,387	１農業施設整備事業　△13,387 １２委　託　料　△13,387 業務委託料　△13,387 新製油センター製造工程設計委託
887			

款　7 商工費

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特定財源 国都支出金	地方債	その他
	1商工費		22,028	69	22,097			
		1商工観光振興費	22,028	69	22,097			
	2離島交通受託事業費		113,648	818	114,466			
		1離島交通受託事業費	113,648	818	114,466			
8土木費			51,187	△5,025	46,162	△2,085		
	2道路橋りょう費		20,122	△5,025	15,097	△2,085		
		1道路維持費	15,112	△15	15,097			
		2道路新設改良費	5,010	△5,010	0	△2,085 都支出金 △2,085		
10教育費			119,286	△1,526	117,760	△2,291		
	1教育総務費		22,126	△1,233	20,893	△240		
		1教育委員会費	606	△120	486			

07-01-01 商工観光振興費

（単位：千円）

内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明	
69				
69	10需　用　費	69	８観光振興事業 １０需　用　費 消耗品費 消耗品費	69 69 69
818				
818	10需　用　費	50	３定期航路等運営受託事業 １１役　務　費 通信運搬費 通信運搬費	768 768 768
	11役　務　費	768	４ヘリ地上業務運営 １０需　用　費 燃料費 燃料費	50 50 50
△2,940				
△2,940				
△15	18負担金補助及び交付金	△15	３道路維持費負担金 １８負担金補助及び交付金 負担金 東京都道路整備事業推進大会交付金	△15 △15 △15
△2,925	14工事請負費	△5,010	５道路新設改良事業（新地山線） １４工事請負費 工事請負費 新地山線イ号改修工事	△5,010 △5,010 △5,010
765				
△993				
△120	８旅　　費	△117	１教育委員会経費 ８旅　　費 旅費 普通管外旅費 ３教育委員会負担金	△117 △117 △117 △3

一般会計

款　　１０ 教育費

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特定財源 国都支出金	補正額の財源 特定財源 地方債	補正額の財源 特定財源 その他
		2事務局費	19,120	△633	18,487			
		3教育総務費	2,400	△480	1,920	△240 国庫支出金 △240		
	2小学校費		49,237	△42	49,195	△618		
		1学校管理費	46,357	△42	46,315	△518 都支出金 △518		
		2教育振興費	2,880	0	2,880	△100 都支出金 △100		
	4保健体育費		24,764	0	24,764	△1,433		
		1保健体育費	10,544	0	10,544	△1,433		

10-01-01 教育委員会費

（単位：千円）

内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明	
	18負担金補助及び交付金	△3	１８負担金補助及び交付金	△3
			負担金	△3
			東京都市町村教育委員会連合会負担金	
△633	８旅費	△688	２教育事務局事務費	△633
			８旅費	△688
			旅費	△688
			普通管外旅費	
	10需用費	5	１０需用費	5
			燃料費	5
			燃料費	
	11役務費	50	１１役務費	50
			通信運搬費	50
			通信運搬費	
△240	18負担金補助及び交付金	△480	２離島高校生修学支援事業	△480
			１８負担金補助及び交付金	△480
			補助金	△480
			離島高校生修学支援補助金	
576				
476	10需用費	943	１学校管理経費	42
			１０需用費	943
			修繕費	943
			修繕費（維持補修・学校）	
	11役務費	△2	１１役務費	△2
			テレビ受信料	△2
			テレビ受信料	
	12委託料	△84	１３使用料及び賃借料	△899
			使用料及び賃借料	△899
	13使用料及び賃借料	△899	教職員用パソコンリース料	
			２情報機器整備事業	△84
			１２委託料	△84
			業務委託料	△84
			支援員委託	
100				
1,433				
1,433				

一般会計

款　　１０ 教育費

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特定財源 国都支出金	地方債	その他
						都支出金 △1,433		
	5社会教育費		16,778	△251	16,527			
		2文化財保護費	1,990	△200	1,790			
		3放課後子ども教室対策費	2,684	△51	2,633			
14予備費			23,004	10,274	33,278			
	1予備費		23,004	10,274	33,278			
		1予備費	23,004	10,274	33,278			

（単位：千円）

内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明
△251			
△200	7報　償　費	△200	1文化財保護経費　△200 7報　償　費　△200 謝礼金　△200 文化財保護施設管理運営謝礼金
△51	13使用料及び賃借料	△51	1放課後子ども教室運営　△51 1３使用料及び賃借料　△51 使用料及び賃借料　△51 スタディサプリ使用料
10,274			
10,274			
10,274			1予備費　10,274 2９予　備　費　10,274 予備費　10,274 予備費

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

2. 一 般 職 (1) 総 括 （単位：千円）

区分	職員数（人）	給与費 報酬	給料	職員手当等	計	共済費	合計	備考
補正後	(26) 47	43,054	70,489	76,410	189,953	30,299	220,252	
補正前	(26) 47	42,927	70,489	75,484	188,900	30,285	219,185	
比較	－	127	－	926	1,053	14	1,067	

職員手当等の内訳						
管理職手当	_	扶養手当	_	住居手当	_
時間外勤務手当	_	休日勤務手当	_	期末・勤勉手当	_
宿日直手当	_	特殊勤務手当	926	児童手当	_
退職手当組合負担金	_	通勤手当	_	管理職員特別勤務手当	_

一般職員1人当り給与費の状況	区分	1人当り給与費
	補正後	4,042
	補正前	4,019

2. 一 般 職 ア 会計年度任用職員以外の職員 （単位：千円）

区分	職員数（人）	給与費 報酬	給料	職員手当等	計	共済費	合計	備考
補正後	21	－	70,489	70,100	140,589	23,944	164,533	
補正前	21	－	70,489	69,174	139,663	23,944	163,607	
比較		－		926	926		926	

職員手当等の内訳						
管理職手当	_	扶養手当	_	住居手当	_
時間外勤務手当	_	休日勤務手当	_	期末・勤勉手当	_
宿日直手当	_	特殊勤務手当	926	児童手当	_
退職手当組合負担金	_	通勤手当	_	管理職員特別勤務手当	_

2. 一 般 職 イ 会計年度任用職員 （単位：千円）

区分	職員数（人）	給与費 報酬	給料	職員手当等	計	共済費	合計	備考
補正後	26	43,054	－	6,310	49,364	6,355	55,719	
補正前	26	42,927	－	6,310	49,237	6,341	55,578	
比較		127	－		127	14	141	

職員手当等の内訳						
管理職手当	_	扶養手当	_	住居手当	_
時間外勤務手当	_	休日勤務手当	_	期末・勤勉手当	_
宿日直手当	_	特殊勤務手当	_	児童手当	_
退職手当組合負担金	_	通勤手当	_	管理職員特別勤務手当	_

令和３年度一般会計補正予算＜第４号＞の概要

1 概要

歳入では、交付金額の確定により、新型コロナウイルス感染症に伴う地方創生臨時交付金23,051千円を計上した一方、製油センターの製造ラインの設計については、詳細設計は令和４年度に変更し、今年度は基本設計のみを行うこととしたため、東京都山村・離島振興施設整備補助金を10,946千円減額した。

歳出においては、これまでの支出実績及び支出見込に伴い、事業費の精査を行ったほか、新潟県粟島浦の清掃センターの議員視察に伴う旅費、職員定数の増員に伴う業務用パソコンの追加購入・追加セットアップ代、子育て世帯への臨時特別給付金事業の計上等を行った。

※（○頁）は、議案書の頁番号を表している。

2 一般会計補正予算

（１）予算規模

補正前の額：1,531,167千円	補正額：~~16,857~~ 20,007千円	計：~~1,548,024~~ 1,551,174千円

歳 入 の 補 正		歳 出 の 補 正	
村税		議会費	1,050
地方譲与税		総務費	4,129
利子割交付金		民生費	~~6,168~~ 9,318
配当割交付金		衛生費	14,146
株式等譲渡所得割交付金		労働費	141
法人事業税交付金		農林水産業費	△13,387
地方消費税交付金		商工費	887
環境性能割交付金		土木費	△5,025
地方特例交付金		消防費	
地方交付税		教育費	△1,526
使用料及び手数料	726	災害復旧費	
国庫支出金	~~25,801~~ 28,951	予備費	10,274
都支出金	△12,734		
財産収入			
寄付金			
基金繰入金	1,064		
繰越金			
諸収入	2,000		
村債			

（２）補正予算の事業（主要なもの）

① 普通管外旅費（議会費｜議会事務局・環境建設課） 650千円（~~49~~53頁上段）

【内容】

新たな清掃センターについては、人口規模が同規模で同じ離島の新潟県粟島浦村と同タイプの焼却炉を設置する可能性が高い。本施設について焼却の様子や煙の上がり具合等について確認いただくため、令和４年２月～３月に議員団視察（日程は今後調整させていただきます）を予定しており、これにかかる経費（旅費や日当等）を計上した。

人口	370人（世帯数183）※平成27年国勢調査
面積	9.78平方キロメートル
位置	

② 庁内LAN・LGWAN等管理経費（総務費｜総務課） 1,879千円（~~49~~53頁中段）

【内容】

職員定数の増員に伴う今後の職員採用のための業務用パソコンの追加購入や追加設定経費を計上した。また、現在利用中のインターネット閲覧ソフトのサポートが終了することから、最新のブラウザソフト（エッジ）への乗り換えに伴う各種システム設定設定経費を計上した。

③ 空き家事業（総務費｜環境建設課）40千円（~~49~~53頁下段）

今年度予定している空き家改修について工事内容を改修工事から空き家除去に変更した。これに係る差額を計上した。

④ 業務委託料（民生費｜住民課）1,650千円（~~51~~55頁中段）

現在、東京の島しょ部でSuicaのチャージ機が小笠原父島にのみ設置されている。キャッシュレスの普及の要となるSuicaのチャージ機について関係会社等と交渉を行なっており、以前に小笠原父島で要した設置費用を計上した。

7,300　55

⑤　子育て世帯への臨時特別給付金事業（民生費｜住民課）~~4,150~~千円（~~51~~頁下段）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、児童（平成15年4月2日～令和4年3月31日生まれ）を養育する方に臨時特別給付金を給付する。

5万円を現金、５万円をクーポンの予定だったが、全額で現金で支給する。

対象者は、所得が児童手当の所得制限限度額内の者となっており、全額が国費で実施され、事業にかかる事務費1,000千円、給付金3,150千円を計上した。

57

⑥ 新型コロナウイルス対策事業（民生費｜住民課）926千円（~~53~~頁中段）

令和2年度に設けた防護服を着て新型コロナウイルス感染症患者やその疑いがある者と接触等を伴う業務に従事した職員に対し、特殊勤務手当として新たに新型コロナウイルス防疫手当を設けたが、今年度実際に陽性者が発生するなどして本業務の頻度が想定を超えていたため追加で予算措置を行う。

57

⑦ 清掃センター管理経費（衛生費｜環境建設課）4,440千円（~~53~~頁下段）

今年度より直営実施しているごみの回収・処理について、清掃センターの機器の老朽化や故障等により必要な部品などの消耗品や想定以上の燃料を要しているため、これにかかる費用を追加措置する。

59

⑧ 新製油センター製造工程設計委託の見直し（農林水産業費｜産業観光課）　△13,387千円（~~55~~頁下段）

今年度、新たな製油センターの製造工程について設計を予定していたが、製油センターの製造ラインの設計については、詳細設計は令和４年度に変更、今年度は基本設計のみを行うこととしたため減額する。

これに伴い、これにかかる費用の原資として予定していた東京都山村・離島振興施設整備補助金（補助率75%）も減額する（~~45~~頁下段）。

49　61

⑨ 道路新設改良工事の見直し（土木費｜環境建設課）△5,010千円（~~57~~頁下段）

村の西側を走る新地山線について木製ガードレールの設置を予定していたが、補助金を交付されるための条件が想定以上であったため、年度内の工事を断念する。これに要する費用の原資として予定していた補助金である市町村土木補助金1,085千円（~~47~~頁上段）もこれに伴い減額する。

51　63

⑩ 学校校舎修繕（教育費｜教育委員会事務局）943千円（~~59~~項下段）

校舎の老朽化や台風等により学校多目的室屋根のモルタル片が落下しており、危険除去のための修繕と雨漏りによる天井板張り替えを行う。

⑪ 新型コロナ第６波に備えた予備費の増額（総務課）10,274千円（~~61~~頁下段）

65

予備として残しておいた100万円を昨年度設置した利島村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金積立基金（支出期限は令和４年３月まで）に繰り入れ（~~47~~頁中段）、同基金を活用して、新型コロナ第６波に備える為、予備費の増額（総務課）10,274千円（~~61~~頁下段）を行う。

51

65

（本頁は白紙です）

議案第　５２　号

令和３年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算＜第２号＞

令和３年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算＜第２号＞は、次に定めるところによる。

〔歳入歳出予算の補正〕

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ　１３,３７３　千円を減額し、歳入歳出予算の総額を　２１１，４５９　千円とする。

２　歳入予算の補正の〔款〕・〔項〕の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入予算の補正」による。

令和３年１２月　１３　日

提出者　東京都利島村長　村 山　　将 人

議決第　　号

令和３年１２月　　日　　原案　　決

東京都利島村議会議長　　寺　田　　優

第　1　表　歳入歳出予算

1　歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3都支出金		97,844	△10,165	87,679
	1都補助金	97,844	△10,165	87,679
5繰入金		117,630	△3,208	114,422
	1一般会計繰入金	111,052	3,370	114,422
	2基金繰入金	6,578	△6,578	0
歳　入　合　計		224,832	△13,373	211,459

２　歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
１施設費		212,098	△13,373	198,725
	１施設管理費	69,021	1,147	70,168
	２施設整備費	143,077	△14,520	128,557
２公債費		12,234	0	12,234
	１公債費	12,234	0	12,234
歳　出　合　計		224,832	△13,373	211,459

歳入歳出予算事項別明細書

1　総　括
（歳　入）

款	補正前の額
1 使用料及び手数料	9,001
3 都支出金	97,844
4 財産収入	17
5 繰入金	117,630
6 繰越金	340
歳　入　合　計	224,832

（単位：千円）

補正額	計
0	9,001
△10,165	87,679
0	17
△3,208	114,422
0	340
△13,373	211,459

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
1 施設費	212,098	△13,373	198,725
2 公債費	12,234	0	12,234
3 予備費	500	0	500
歳　出　合　計	224,832	△13,373	211,459

（単位：千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国都支出金	地方債	その他	
△10,165		△3,208	
		6,578	△6,578
△10,165		3,370	△6,578

2　歳　入

款　　3　都支出金

科目 款	項	目	補正前の額	補正額	計
3都支出金			97,844	△10,165	87,679
	1都補助金		97,844	△10,165	87,679
		1簡易水道都補助金	97,844	△10,165	87,679
5繰入金			117,630	△3,208	114,422
	1一般会計繰入金		111,052	3,370	114,422
		1一般会計繰入金	111,052	3,370	114,422
	2基金繰入金		6,578	△6,578	0
		1簡易水道事業減債等基金繰入金	6,578	△6,578	0

03-01-01 簡易水道都補助金

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明	
1簡易水道補助金	△10,165	①簡易水道補助金（都）	△10,165
1一般会計繰入金	3,370	①一般会計繰入金	3,370
1簡易水道事業減債等基金繰入金	△6,578	①簡易水道事業減債等基金繰入金	△6,578

3　歳　出

款　　1 施設費

科目 款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特定財源 国都支出金	地方債	その他
1施設費			212,098	△13,373	198,725	△10,165		△3,208
	1施設管理費		69,021	1,147	70,168			1,147
		3施設管理費	29,367	1,147	30,514			1,147 その他 1,147
	2施設整備費		143,077	△14,520	128,557	△10,165		△4,355
		1施設整備費	143,077	△14,520	128,557	△10,165 都支出金 △10,165		△4,355 その他 △4,355
2公債費			12,234	0	12,234			6,578
	1公債費		12,234	0	12,234			6,578
		1元金	11,666	0	11,666			6,578 その他 6,578

01-01-03 施設管理費

（単位：千円）

内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明	
	10需用費	889	１簡易水道施設管理経費	1,147
			１０需用費	889
			消耗品費	389
	13使用料及び賃借料	30	消耗品費	
			光熱水費	500
			光熱水費	
			１３使用料及び賃借料	30
	14工事請負費	228	使用料及び賃借料	30
			合併処理浄化槽使用料	
			１４工事請負費	228
			工事請負費	228
			簡易水道施設修繕工事	
	12委託料	△8,580	６浄水場更新事業	△14,520
			１２委託料	△8,580
			業務委託料	△8,580
	14工事請負費	△5,940	簡水井戸増設設計業務委託	△8,547
			簡水井戸増設工事施工監理業務委託	△33
			１４工事請負費	△5,940
			工事請負費	△5,940
			簡水井戸増設工事	
△6,578				
△6,578				
△6,578				

簡易水道事業特別会計

（本頁は白紙です）

議案第　５３　号

令和３年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算＜第２号＞

令和３年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算＜第２号＞は、次に定めるところによる。

〔歳入歳出予算の補正〕

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ　４,９２９　千円を増額し、歳入歳出予算の総額を　６７，９０８　千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の〔款〕・〔項〕の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和３年１２月　１３　日

提出者　東京都利島村長　　村 山　 将 人

議決第　　号

令和３年１２月　　日　　原案　　決

東京都利島村議会議長　　寺　田　　優

第　1　表　歳入歳出予算

1　歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1分担金及び負担金		78	78	156
	1分担金	78	78	156
5繰入金		53,857	4,851	58,708
	1一般会計繰入金	53,857	4,851	58,708
歳　入　合　計		62,979	4,929	67,908

２　歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
１施設費		55,437	4,929	60,366
	１施設管理費	51,437	929	52,366
	２施設整備費	4,000	4,000	8,000
歳　出　合　計		62,979	4,929	67,908

歳入歳出予算事項別明細書

1　総　括
（歳　入）

款	補正前の額
1 分担金及び負担金	78
2 使用料及び手数料	5,599
5 繰入金	53,857
6 繰越金	3,444
7 財産収入	1
歳　入　合　計	62,979

（単位：千円）

補正額	計
78	156
0	5,599
4,851	58,708
0	3,444
0	1
4,929	67,908

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
1 施設費	55,437	4,929	60,366
2 公債費	7,026	0	7,026
3 予備費	516	0	516
歳　出　合　計	62,979	4,929	67,908

（単位：千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国都支出金	地方債	その他	
		4,929	
		4,929	

2　歳　入

款　　1　分担金及び負担金

科目 款	項	目	補正前の額	補正額	計
1分担金及び負担金			78	78	156
	1分担金		78	78	156
		1浄化槽分担金	78	78	156
5繰入金			53,857	4,851	58,708
	1一般会計繰入金		53,857	4,851	58,708
		1一般会計繰入金	53,857	4,851	58,708

01-01-01 浄化槽分担金

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
1 浄化槽分担金	78	①浄化槽分担金 78
1 一般会計繰入金	4,851	①一般会計繰入金 4,851

3　歳　出

款　1 施設費

科目 款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特定財源 国都支出金	地方債	その他
1施設費			55,437	4,929	60,366			4,929
	1施設管理費		51,437	929	52,366			929
		1施設管理費	48,960	929	49,889			929 その他 929
	2施設整備費		4,000	4,000	8,000			4,000
		1施設整備費	4,000	4,000	8,000			4,000 分担金・負担金・寄付 78 その他 3,922

01-01-01 施設管理費

（単位：千円）

内訳	節		説明
一般財源	区分	金額	
	10需用費	915	２合併処理浄化槽管理経費 209 １０需　用　費 195 消耗品費 195 消耗品費 １１役　務　費 14 手数料 14 浄化槽法定検査料 ３汚泥再生処理センター管理経費 720 １０需　用　費 720 消耗品費 720 消耗品費
	11役務費	14	
	14工事請負費	4,000	１合併処理浄化槽整備事業 4,000 １４工事請負費 4,000 工事請負費 4,000 合併処理浄化槽整備工事

（本頁は白紙です）

議案第　５４号

利島村職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和３年１２月１３日

提出者　東京都利島村長　村　山　　将　人

「提案理由」
職員が不妊の治療を受けやすい職場環境を整備するため、不妊治療休暇を新設する。

議決第　　号

令和３年１２月　　日　原案　　決

東京都利島村議会議長　寺　田　　優

（本頁は白紙です）

利島村職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要

令和4年1月より利島村でも不妊治療休暇を導入。

対象	男女問わない
日数	年間5日以内（体外受精又は顕微受精に係るものである場合にあっては10日以内）
取得の単位	1時間単位で取得可能
無給有給	有給
必要書類	診察券や医師の診断書などの不妊治療を行っていることが分かる書類

讀賣新聞 オンライン
さがす 新規登録 メニュー

国家公務員に年１０日の不妊治療休暇、人事院が新たに制度創設

2021/08/10 12:33

人事院は１０日、国家公務員が不妊治療のために年間最長で１０日間の有給休暇を取得できる制度を、新たに創設すると発表した。民間でも導入の少ない不妊治療の休暇制度に国が率先して取り組み、社会全体に広げる狙いがある。国家公務員の給与改定では、今年度のボーナス引き下げと月給の据え置きを内閣と国会に勧告した。

不妊治療のための休暇制度は来年１月に導入し、男女ともに対象となる。年間５日間を基本に、頻繁な通院が必要な場合は、さらに５日間を追加取得できる。

勤務との両立を可能にするため、職場を一時的に抜けて通院できるよう、１時間単位の取得も認める。不妊治療は、通院時間を確保する負担も大きい。昨年度に実施した国家公務員を対象とするアンケート調査で、「勤務時間中でも通院し、治療を受けたい」との声が多かったことに配慮した。

菅内閣は、少子化対策の一環として、不妊治療の保険適用や助成拡充を打ち出している。費用負担と同時に仕事の両立が課題となるため、人事院は「社会的要請を踏まえ、公務員先行で休暇を設けることにした」としている。

新たな休暇制度では、男性の非常勤職員にも配偶者出産休暇（２日）、育児参加のための休暇（５日）を有給で取得できるようにする。

事業主の皆様へ

従業員が希望する妊娠・出産を実現するために

働きながら
不妊治療を受ける
従業員へのご理解を
お願いします

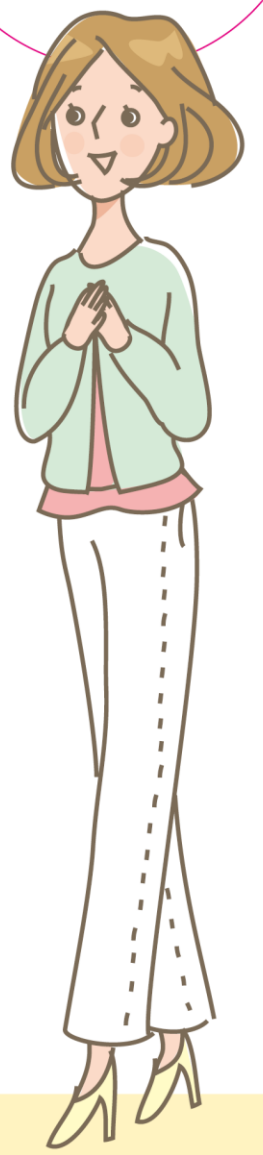

我が国の平均初婚年齢は上昇傾向が続いており、平成27年には、男性が31.1歳、女性が29.4歳となっています。また、出産時の女性の年齢についても上昇しており、平成27年の第1子出産時の平均年齢は30.7歳となっています。

職場での役割が充実する時期には「いつでも子どもは持てる」と思い、妊娠・出産を後回しに考えてしまいがちですが、男性、女性ともに妊娠・出産には適した年齢があります。一般的に、高年齢での妊娠・出産は、様々なリスクが高まるとともに、出産に至る確率も低くなることが医学的に明らかになっています。

一方で、従業員が子どもを持ちたいと考えても、「妊娠・出産すると上司や同僚に迷惑がかかるのではないか」と職場に気兼ねしたり、職場に仕事と育児の両立を支援する雰囲気がないために「出産したら仕事を辞めざるを得ないのではないか」と考えて妊娠・出産を先送りにした結果、妊娠しづらい年齢になってしまうことも考えられます。

子どもを産むのか産まないのか、いつ産むのかという判断は、当事者である従業員が自らの意思で行うものですが、希望する妊娠・出産を実現するためには、当事者はもちろんのこと、職場においても妊娠について正しく理解するとともに、従業員が働きながら安心して妊娠・出産・子育てができる職場環境作りを進めることが重要です。

このリーフレットについて

近年の晩婚化等を背景に不妊治療を受ける夫婦が増加しており、働きながら不妊治療を受ける方は増加傾向にあると考えられます。また、仕事と不妊治療との両立に悩み、やむを得ず退職する場合も多いと言われています。

不妊治療を受ける方は、一定の職務経験を積んだ年齢層の従業員であることも多く、企業の貴重な戦力であると考えられます。こうした人材を失うことは、企業にとって大きな損失です。仕事と不妊治療の両立について職場での理解を深め、従業員が働きやすい環境を整えることは、有能な人材の確保という点で企業にもメリットがあるはずです。

このリーフレットは、職場内で不妊治療への理解を深めていただくために、不妊治療の内容や職場での配慮のポイント、仕事と治療の両立に役立つ制度などを紹介するものです。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1 不妊の原因はさまざま

不妊の原因は、女性だけにあるわけではありません。男性に原因があることもありますし、検査をしても原因がわからないこともあります。

女性に原因がなくても、女性の体には、治療に伴う検査や投薬などにより大きな負担がかかります。

2 不妊治療は長期間にわたることも

検査によって、不妊の原因となる疾患があるとわかった場合は、原因に応じて薬による治療や手術を行い、医師の指導のもとで妊娠を目指します。これらの治療を行っても妊娠しない場合は、卵子と精子を取り出して体の外で受精させてから子宮内に戻す「体外受精」や「顕微授精」へと進みます。

不妊治療は、妊娠・出産まで、あるいは、治療をやめる決断をするまで続きます。年齢が若いうちに治療を開始したほうが、妊娠に至るまでの治療期間が短くなる傾向がありますが、「いつ終わるのか」を明らかにすることは困難です。治療を始めてすぐに妊娠する人もいれば、何年も治療を続けている人もいます。

3 体外受精、顕微授精には頻繁な通院が必要となるが、1回の治療にかかる時間はわずか

体外受精、顕微授精を行う場合、投薬、ホルモン値などのチェック、採卵、胚移植など頻繁な通院が必要となりますが、排卵周期に合わせた通院が求められるため、あらかじめ治療の予定を立てることは困難です。また、治療には、連日の注射や痛みを伴う採卵など、身体的・精神的に大きな負担を伴います。ただし、治療そのものは比較的短時間で済む場合がほとんどです。

（参考１）体外受精の一連の流れと所要日数・時間のめやす

治療内容		所要日数・時間	体への影響など
採卵まで	点鼻薬	10～14日間 ※自己投与	超音波やホルモン値検査により卵胞の発育をチェックしながら、卵胞を育てるための点鼻薬と注射を並行して行う。成熟したら排卵誘発剤を注射する。 副作用として、腹痛や吐き気、下腹部の張りを感じたり、卵巣が腫れて腹水が溜まってしまう「卵巣過剰刺激症候群（OHSS）」という症状が出ることもある。
	注射	8～10日間 ※ホルモン値により自己注射も選択可能な場合がある	
	超音波検査 血液検査	4～5回 （1回30分程度）	
採卵		0.5～1日	採卵は短時間で終わるが、採卵後は数時間（麻酔下で採卵した場合、麻酔が覚めるまで）安静にする必要がある。卵巣に針を刺して卵胞を採取するため、人によっては採卵後に痛みが続いたり、体調を崩すこともある。
胚移植		1時間程度	受精させた受精卵（胚）を子宮内に移植
移植後	内服薬	10～14日間	受精卵の着床を助けるための黄体ホルモンの補充。「卵巣過剰刺激症候群（OHSS）」の症状が悪化する場合がある。
	注射	2～3回 （1回30分程度）	
妊娠確認		15分程度	移植からおおむね２週間後に判定

注１ 治療の内容や進め方には個人差があります。
注２「所要日数・時間」欄の太枠は仕事を休んで通院する必要がある日数・時間です。
注３ 上記の時間には通院時間や待ち時間は含まれていません。医療機関や検査の種類によっても所要時間は異なります。

不妊に悩む方への国の支援策についてはこちらをご覧ください。

[厚生労働省ホームページ]
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047270.html

条例第　　号

利島村職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

利島村職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（令和２年利島村条例第２号）の一部を次のように改正する。

第15条中の「ボランティア休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。」を「ボランティア休暇、短期の介護休暇及び不妊治療休暇を承認するものとする。」に改める。

附則に次を加える。

附則

この条例は、令和４年１月１日から施行する。

利島村職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（令和２年条例第２号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（特別休暇） 第15条　任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子の看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、ドナー休暇、夏季休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。 2　特別休暇の内容及び期間その他特別休暇に関し必要な事項は、規則で定める。 附　則 この条例は、令和２年４月１日から施行する。	（特別休暇） 第15条　任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子の看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、ドナー休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、短期の介護休暇及び不妊治療休暇を承認するものとする。 2　特別休暇の内容及び期間その他特別休暇に関し必要な事項は、規則で定める。 附　則 この条例は、令和２年４月１日から施行する。 附　則 この条例は、令和４年１月１日から施行する。

利島村職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（改正後全文）

令和２年３月16日　条例第２号

利島村職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和51年条例第17号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第５項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

（１週間の正規の勤務時間）

第２条　職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、１週間について38時間45分とする。

２　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第10条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の正規の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、１週間について当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

３　地方公務員法第28条の４第１項若しくは同法第28条の５第１項又は同法第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の正規の勤務時間は、第１項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、１週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

４　任命権者は、職務の性質により前３項の規定により難いときは、休憩時間を除き、４週間を超えない期間につき１週間当たり38時間45分（再任用短時間勤務職員にあっては、前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、任命権者の承認を得て、別に定めることができる。

（正規の勤務時間の割振り）

第３条　任命権者は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの５日間において、１日につき７時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については１週間ごとの期間について当該育児短時間勤務等の内容に従い１日につき７時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については１週間ごとの期間について１日につき７時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

２　任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間の割振りを別に定めることができる。

３　前項の場合において、職員が２暦日にわたり継続する正規の勤務時間を割り振られたときは、当該勤務は、正規の勤務時間の始期の属する日の勤務とする。

（週休日）

第４条　日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けることができる。

２　任命権者は、職務の性質により、特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、４週間ごとの期間につき８日の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては８日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあっては８日以上の週休日）を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、これにより難い場合において、任命権者の承認を得て、４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。

（週休日の変更）

第５条　任命権者は、職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則で定めるところにより、第３条第１項又は第２項の規定により正規の勤務時間が割り振られた日のうち規則で定める期間内にある日を週休日に変更して、当該日に割り振られた正規の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（休憩時間）

第６条　任命権者は、１日の勤務時間が６時間を超える場合は少なくとも45分、８時間を超える場合は１時間、継続して一昼夜にわたる場合は１時間30分の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

２　前項の場合において、任命権者は、第３条第２項に規定する職員について、任命権者の承認を得て、別に定めるところにより、休憩時間を置くことができる。

３　前２項に定めるもののほか、任命権者は、職務の性質により特別の勤務を命ずる場合には、必要な休憩時間を与えることができる。

４　前３項の休憩時間は、職務の特殊性がある場合は、任命権者の定めるところにより、一斉に与えないことができる。

（宿日直勤務）

第７条　任命権者は、職員に対し、第２条、第３条第１項及び第２項並びに第４条に規定する正規の勤務時間以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定

める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

（超過勤務）

第８条　任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、前条に規定する正規の勤務時間以外の時間において同条に規定する断続的な勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として任命権者の承認を得て規則で定める場合に限り、同条に規定する正規の勤務時間以外の時間において同条に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第８条の２　任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第３項において同じ。）をさせるものとする。

(1)　小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(2)　小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって規則で定めるもの

２　前項の規定は、次条第２項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子を養育」とあるのは、「次条第２項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

３　前２項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）

第８条の３　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、午後10時から翌日の午前５時までの間（以下「深夜」という。）における勤務をさせてはならない。

２　前項の規定は、配偶者又は２親等以内の親族で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者

を介護」と読み替えるものとする。

３　前２項に規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限に関し必要な事項は、任命権者の承認を得て、規則で定める。

（育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除）

第８条の４　任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、第８条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

２　前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「３歳に満たない子を養育する職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

３　前２項に規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除に関し必要な事項は、任命権者の承認を得て、規則で定める。

（育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限）

第８条の５　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、規則で定める時間を超えて超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

２　前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

３　前２項に規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

（超勤代休時間）

第８条の６　任命権者は、利島村職員の給与に関する条例（昭和51年条例第14号）第14条第４項の規定により超過勤務手当を支給すべき職員に対して、規則で定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある勤務日等（次条に規定する休日及び第11条に規定する代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

２　前項の規定により超勤代休時間を指定された職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休日）

第９条　次に掲げる日は、休日（特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日をいう。次条及び第11条第１項において同じ。）とする。

(1)　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2)　12月29日から翌年の１月３日までの日（前号に掲げる日を除く。以下「年末年始の休日」という。）

(3)　国の行事の行われる日で、任命権者が特に必要と認めた日

（休日の振替え）

第10条　前条各号に掲げる日が週休日に当たるときは、同条の規定にかかわらず、その日は、休日としない。この場合（年末年始の休日である場合を除く。）において、第３条第２項の規定により正規の勤務時間の割振りを定められた職員については、その日に振り替えて、規則で定めるところにより前条各号に掲げる日以外の日を休日とする。

２　職員が２暦日にわたり継続する正規の勤務時間を割り振られた場合において、その正規の勤務時間の終期の属する日が、前条又は前項の規定による休日（年末年始の休日を除く。）に当たるときは、同条文は同項の規定にかかわらず、その日は、休日としない。この場合においては、その日に振り替えて、規則で定めるところにより同条又は同項の規定により休日とされた日以外の日を休日とする。

（休日の代休日）

第11条　任命権者は、職員に休日に特に勤務することを命じた場合には、規則で定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下この条において「代休日」という。）として、勤務日等（第８条の６の規定により超勤代休時間が承認された勤務日等、休日及びこの項の規定により指定された代休日を除く。）を指定することができる。

２　前項の規定により代休日を指定された職員は、代休日には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休暇の種類）

第12条　職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

（年次有給休暇）

第13条　年次有給休暇は、１暦年ごとの休暇とし、その日数は、１暦年において20日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）とする。

２　前項の規定にかかわらず、当該年の途中において新たにこの条例の適用を受けることとなった者その他規則で定める者のその年の年次有給休暇の日数は、その年の在職期間、他の条例等の適用を受け

る職員としてその年の在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、40日を上限として規則で定める。

３　任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、任命権者は、請求された時季に年次有給休暇を与えることが職務に支障のある場合には、他の時季にこれを与えることができる。

４　前３項に規定するもののほか、年次有給休暇に関し必要な事項は、規則で定める。

（病気休暇）

第14条　任命権者は、職員が疾病又は負傷（規則で定める疾病又は負傷を除く。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇として、病気休暇を承認するものとする。

２　病気休暇の期間その他病気休暇に関し必要な事項は、規則で定める。

（特別休暇）

第15条　任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子の看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、ドナー休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、短期の介護休暇及び不妊治療休暇を承認するものとする。

２　特別休暇の内容及び期間その他特別休暇に関し必要な事項は、規則で定める。

（介護休暇）

第16条　任命権者は、職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条に規定するものを除く。次項において同じ。）を承認するものとする。

２　介護休暇の期間その他介護休暇に関し必要な事項は、規則で定める。

（介護時間）

第16条の２　任命権者は、職員が申請した場合において、当該職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められるときは、１日の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「介護時間」という。）を承認するものとする。

２　介護時間の期間その他介護時間に関し必要な事項は、任命権者の承認を得て、規則で定める。

（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等）

第17条　地方公務員法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第２条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

（委任）

第18条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この条例は、令和４年１月１日から施行する。

議案第５５号

東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び
東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の７第２項の規定に基づき、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数を増加させ、東京都市町村公平委員会共同設置規約を次のとおり変更する。

上記の議案を提出する。

令和３年１２月１３日

提出者

提出者　東京都利島村長　村　山　　将　人

（提案理由）

秋川流域斎場組合より、東京都市町村公平委員会の共同設置に加入したい旨の依頼があったため、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数を増加させ、東京都市町村公平委員会共同設置規約を変更する必要があるので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第 252 条の７第３項の規定により準用する同法第 252 条の２の２第３項の規定に基づき本案を提出する。

議決第　　号

令和　３年　１２月　　日　　原案　　決

東京都利島村議会議長　寺　田　　優

（本頁は白紙です）

東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約

東京都市町村公平委員会共同設置規約（昭和４２年４月１日東京都知事届出）の一部を次のように変更する。

別表中「多摩六都科学館組合」を「多摩六都科学館組合　秋川流域斎場組合」に改める。

附則に次を加える。

附　則

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行する。

東京都市町村公平委員会共同設置規約　新旧対照表

現行	改正後
別表 　　公平委員会を共同設置する市町村及び一部事務組合 国立市　福生市　狛江市　東大和市　清瀬市　東久留米市　武蔵村山市　多摩市 　稲城市　羽村市　あきる野市　西東京市　瑞穂町　日の出町　檜原村　奥多摩町　大島町　利島村　新島村　神津島村　三宅村　御蔵島村　八丈町　青ヶ島村　小笠原村　東京都島嶼町村一部事務組合　瑞穂斎場組合　湖南衛生組合　西多摩衛生組合　多摩川衛生組合　東京都市町村職員退職手当組合　羽村・瑞穂地区学校給食組合　西秋川衛生組合　東京都三市収益事業組合　多摩ニュータウン環境組合　稲城・府中墓苑組合　柳泉園組合　多摩六都科学館組合	別表 　　公平委員会を共同設置する市町村及び一部事務組合 国立市　福生市　狛江市　東大和市　清瀬市　東久留米市　武蔵村山市　多摩市 　稲城市　羽村市　あきる野市　西東京市　瑞穂町　日の出町　檜原村　奥多摩町　大島町　利島村　新島村　神津島村　三宅村　御蔵島村　八丈町　青ヶ島村　小笠原村　東京都島嶼町村一部事務組合　瑞穂斎場組合　湖南衛生組合　西多摩衛生組合　多摩川衛生組合　東京都市町村職員退職手当組合　羽村・瑞穂地区学校給食組合　西秋川衛生組合　東京都三市収益事業組合　多摩ニュータウン環境組合　稲城・府中墓苑組合　柳泉園組合　多摩六都科学館組合　秋川流域斎場組合 附　則 この規約は、東京都知事へ届出の日から施行する。

東京都市町村公平委員会共同設置規約（改正後全文）

（昭和４２年４月１日都知事届出）

（共同設置する地方公共団体）

第１条　別表に掲げる市町村および一部事務組合（以下「関係団体」という。）は、共同別表に掲げる市町村および一部事務組合（以下「関係団体」という。）は、共同して公平委員会を設置する。

（名称）

第２条　この公平委員会は、東京都市町村公平委員会（以下「委員会」という。）という。

（委員会の執務場所）

第３条　委員会の執務場委員会の執務場所は、東京都府中市新町二丁目７７番地の番地の１東京都市町村職員退職手当組合（以下「代表団体」という。）事務所内とする。

（委員の選任方法）

第４条　委員会の委員は、あらかじめ関係団体の長および関係団体の議会の議長が協議により定めた委員の候補者について、代表団体の長は、その議会の同意を得て選任する。

２　代表団体の長は、前項の規定による委員の選任の結果について、すみやかに関係団体代表団体の長に通知しなければならない。

（事務職員）

第５条　委員会の事務職員の定数は、関係団体の長の協議を経て定めなければならない。委員会の事務職員の定数は、関係団体の長の協議を経て定めなければならない。

（経費の負担）

第６条　委員会に要する経費の負担の額および納入の時期等については、関係団体の長が協議して定める。ただし、委員会に要する経費のうち、もっぱら特定の関係団体（以下「特定団体」という。）にかかわる地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第８条第２項第１号および第２号に掲げる事務を処理するために要する経費は、代表団体の長と特定団体の長との協議により、特定団体が負担する。

（委員会に関する予算）

第７条　委員会に関する予算は、代表団体の特別会計とする。

（委員会に関する決算報告

第８条　代表団体の長は、委員会に関する決算を議会の認定に付したときは、その結果を関係団体の長に通知しなければならない。

（関係団体の職員に関する諸規程）

第９条　関係団体が、職員に関する条例、規則その他の規程を制定し、または改廃したときは、関係団体の長は、すみやかにこれを委員会に通知しなければならない。

（委員会の事務に関する関係団体の諸規程）

第10条　委員会の事務の管理および執行に関する条例、規則その他の規程については、関係団体の長は、これを相互に調整するように努めなければならない。

（委員の身分取扱いに関する諸規程）

第11条　代表団体が、委員の報酬、費用弁償の額および支給方法その他委員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程を制定し、または改廃する場合においては、代表団体の長は、あらかじめ関係団体の長と協議しなければならない。

２　前項の規定により条例、規則その他の規程を制定し、または改廃したときは、代表団体の長は、すみやかにこれを関係団体の長に通知しなければならない。

３　関係団体の長は、前項の規定による通知を受けたときは、すみやかにこれを公表しなければならない。

（委員の罷免等）

第12条　代表団体の長は、法第９条の２第６項の規定により委員を罷免しようとするときは、議会の同意を得る前に第４条第１項の例により協議しなければならない。

２　前項の規定による協議は、委員の退職につき承認を与える場合において準用する。

（補則）

第13条　この規約に定めるものを除くほか、委員会の事務に関し必要な事項は、関係団体の長が協議して定める。

別表

公平委員会を共同設置する市町村及び一部事務組合

国立市　福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 羽村市 あきる野市 西東京市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町 大島町　利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村 東京都島嶼町村一部事務組合 瑞穂斎場組合 湖南衛生組合 西多摩衛生組合 多摩川衛生組合 東京都市町村職員退職手当組合 羽村・瑞穂地区学校給食組合 西秋川衛生組合　東京都三市収益事業組合 多摩ニュータウン環境組合 稲城・府中墓苑組合 柳泉園組合 多摩六都科学館組合 秋川流域斎場組合